

真庭市地域防災計画
(原子力災害等対策編)

新旧対照表

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																
4	28	-	(7) 人形峠環境技術センター ケ 環境モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。	(7) 人形峠環境技術センター ケ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。	原子力災害対策指針に基づく修正																
10	25	-	3 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（住民、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 (略)	3 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 (略)	原子力災害対策指針に基づく修正																
13	9	-	(1) 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。(略)	(1) 情報収集事態が発生した場合 情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。(略)	防災基本計画の修正																
13	18	-	(2) 人形峠環境技術センターからの警戒事象発生の通報があった場合 イ 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。(略) ウ 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。(略)	(2) 人形峠環境技術センターからの警戒事象発生の通報があった場合 イ 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。(略) ウ 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。(略)	防災基本計画の修正																
14	1	-	[情報収集又は警戒事態発生時の連絡系統図]	[情報収集事態又は警戒事態発生時の連絡系統図]	表現の適正化																
15	5	-	(3) 人形峠環境技術センターからの施設敷地緊急事態発生の通報があった場合 ア (略) さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。	(3) 人形峠環境技術センターからの施設敷地緊急事態発生の通報があった場合 ア (略) さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。	表現の適正化																
18	29	表	(1) 原子力災害対策のための警戒体制 ア 警戒体制 [警戒体制時の職員の非常参集体制] <table border="1" data-bbox="324 1109 1041 1268"> <thead> <tr> <th>参集体制</th> <th>参集時期</th> <th>体制</th> <th>参集要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。</td> <td>情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制</td> <td>警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員</td> </tr> </tbody> </table>	参集体制	参集時期	体制	参集要員	警戒体制	①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員	(1) 原子力災害対策のための警戒体制 ア 警戒体制 [警戒体制時の職員の非常参集体制] <table border="1" data-bbox="1064 1109 1780 1268"> <thead> <tr> <th>参集体制</th> <th>参集時期</th> <th>体制</th> <th>参集要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。</td> <td>情報収集・連絡・緊急時モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制</td> <td>警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員</td> </tr> </tbody> </table>	参集体制	参集時期	体制	参集要員	警戒体制	①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急時モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員	表現の適正化
参集体制	参集時期	体制	参集要員																		
警戒体制	①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員																		
参集体制	参集時期	体制	参集要員																		
警戒体制	①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急時モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員																		
27	17	-	第3 計画における対応 本編の予防、応急、事後措置で対応が十分でないとする重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原災法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、「第2 編 原子力災害対策」に準じて対応する。 (略)	第3 計画における対応 本編の予防、応急、事後措置で対応が十分でないとする重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原災法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、「第2 章 原子力災害対策」に準じて対応する。 (略)	岡山県環境文化部からの指摘による表記の修正																